

財関第605号
平成26年6月13日

各税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長
宮内 豊

税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について

関税法(昭和29年法律第61号。以下「法」という。)第67条の規定に基づき実施する貨物確認(輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日 蔵関第241号)及び輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日 蔵関第247号)に規定する貨物確認をいう。以下同じ。)について、通関業者の求めに応じ、税関職員を保税蔵置場に一定時間定期的に派遣して行う貨物確認(以下「特例貨物確認」という。)の取扱いを下記のとおり定めたので、了知のうえ、関係職員及び関係者へ周知されたい。

(制定趣旨)

法第67条の規定に基づき実施する貨物確認は、その都度、通関業者が貨物の一部を税関官署に持ち込み、又は税関職員が貨物の蔵置場所である保税蔵置場に赴き実施しているが、一の保税蔵置場に置かれている貨物について、一の通関業者が一の税関官署に行う輸出入申告の件数が著しく多く、日々多数の貨物確認が継続的に行われる場合には、特例貨物確認を行うことで、貨物の移動を最小限に抑えることが可能となることから、より適正かつ迅速な通関を確保することに資するものと考えられる。

また、その場合、通関業者がAEO通関業者(法第79条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であり、かつ、保税蔵置場がAEO倉庫業者(法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に係るものであって、当該AEO通関業者と当該AEO倉庫業者が同一の者である場合には、

- i 輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること(AEO通関業者)
- ii 外国貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行できること(AEO倉庫業者)

iii 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置等を規定する規則を定めていること(AEO通関業者・AEO倉庫業者)をその認定、承認の要件としていることからすれば、輸出入申告貨物及び蔵置貨物の現況を的確に把握していると考えられることから、税関との協力体制の下、円滑な特例貨物確認を実施することが期待でき、最小限の税関職員を派遣することで貿易円滑化と国際物流におけるセキュリティの確保といった効果を最大限に実現できると考えられる。

このような状況を踏まえ、AEO通関業者であり、かつ、AEO倉庫業者である者からの求めがあり、当該者が一定の要件を満たす場合には、特例貨物確認を行うこととして差し支えないこととし、もって貿易円滑化と国際物流におけるセキュリティの確保に資することとするものである。

記

1. 特例貨物確認を認める要件

特例貨物確認は、次に掲げる全ての要件に適合する場合に認めるものとする。

- ① 特例貨物確認を求めようとする者(以下「申出者」という。)がAEO通関業者であり、かつ、AEO倉庫業者であること
- ② 申出者の保有する一の保税蔵置場に置かれている貨物について、申出者が当該保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に行う輸出入申告の件数が著しく多く、当該輸出入申告に係る貨物について日々多数の貨物確認が継続的に行われ、又は行われる見込みがあること等を勘案して、特例貨物確認を行うことが税関及び申出者双方にとって合理的と認められること
- ③ 税関の要請に応じ、申出者が輸出申告をし、又は輸入申告をしようとする貨物に関する情報を輸出申告又は輸入申告前に税関に提供することができること
- ④ 特例貨物確認を実施するに当たり、必要な場所、施設、備品等の一時使用の便宜を供与することができること

2. 手続

(1) 申出書の提出

申出者は、別紙様式1「特例貨物確認申出書」1通を特例貨物確認を求めようとする保税蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出するものとする。

(2) 特例貨物確認を認める場合の取扱い

税関長は、申出者から特例貨物確認申出書の提出があった場合には、上記1.の要件に適合するかどうかを確認し、特例貨物確認を行うことが適当と認める場合には、別紙様式2「特例貨物確認実施通知書」により申出者に通知するものとする。

なお、特例貨物確認を認める期間は2年以内とする。

(3) 特例貨物確認を認めない場合の取扱い

税関長は、上記1.の要件に適合するかどうかを確認し、特例貨物確認を行うことが適当でないと認める場合には、別紙様式3「特例貨物確認不実施通知書」により申出者に通知するものとする。

3. 特例貨物確認の取止め

税関長は、次のいずれかに該当する場合には、特例貨物確認を取り止めることができるものとする。

- ① 特例貨物確認を認められた者(以下「被確認者」という。)から特例貨物確認の取止めについて申し出があった場合
- ② 被確認者が上記1.に掲げる要件のいずれかに適合しないこととなった場合

4. 取止めの手続

- (1) 被確認者は、上記3.①に基づき特例貨物確認の取止めを申し出ようとする場合には、別紙様式4「特例貨物確認取止め申出書」1通を税関長に提出するものとする。
- (2) 税関長は、上記3.②に基づき特例貨物確認を取り止める場合には、別紙様式5「特例貨物確認取止め通知書」により被確認者に通知するものとする。

5. その他

税関長は、特例貨物確認を実施するため必要があると認めるときは、被確認者との間で必要な事項についての取決めを行うことができる。

特例貨物確認申出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者
住 所
名 称
代表権者の氏名
(署 名)

印

「税関職員を保税蔵置場に派遣して行う貨物確認について」(平成26年6月13日財関第605号)に基づき、特例貨物確認を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

特例貨物確認を希望する保税蔵置場	名称								
	所在地								
上記保税蔵置場の貨物を取り扱う通関営業所	営業所名								
	代表者氏名								
	所在地								
	電話番号								
	輸出入申告件数(注2)	過去2年	平成 年	輸出申告	輸入申告	合計			
			平成 年	件	件	件	件	件	
		本年	平成 年(見込み)	件	件	件	件	件	
申告官署									
特例貨物確認を希望する期間(2年以内)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日								
特例貨物確認を希望する時間									
申出にあたっての特記事項(注3)									
備考									

- (注) 1. 申出者欄には、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択することができます。
2. 特例貨物確認を希望する保税蔵置場の貨物を取り扱う通関営業所における各年1月~12月の申告実績を記入してください。
3. 「申出にあたっての特記事項」欄には、輸出入申告前の貨物情報に関する事、保税蔵置場内の税関職員の待機場所に関する事、税関職員の施設・備品の一時使用に関する事等を記載してください。

特例貨物確認実施通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付「特例貨物確認申出書」による申出については、
下記のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1. 特例貨物確認を実施する保税蔵置場の名称、所在地
2. 特例貨物確認を実施する期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 実施に当たり必要な特記事項

特例貨物確認不実施通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付「特例貨物確認申出書」による申出については、
下記のとおり実施しないこととしたので、通知します。

記

1. 申出のあった保税蔵置場の名称、所在地
2. 特例貨物確認を実施しない理由

特例貨物確認取止め申出書

平成 年 月 日

税関長 殿

申 出 者

住 所

名 称

代表権者の氏名

Ⓔ

(署 名)

平成 年 月 日付「特例貨物確認申出書」に基づく特例貨物確認の
取止めを希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1. 取止めを希望する保税蔵置場の名称、所在地

2. 取止めを希望する日

平成 年 月 日

(注) 申出者欄には、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人
又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択することができます。

特例貨物確認取止め通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付「特例貨物確認申出書」に基づく特例貨物確認を取り止めることとしたので、通知します。

記

1. 取り止めることとなる保税蔵置場の名称、所在地
2. 取り止めることとする日
平成 年 月 日
3. 取り止めることとする理由